

徳島市水と緑の推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の河川環境の向上及び都市緑化の推進を図るため、徳島市水と緑の推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(会務)

第2条 協議会は、第1条の設置目的を効果的に達成するため、次の各号に掲げる項目について審議するものとする。

- (1) 徳島市水と緑の基金に関する事
- (2) 河川環境の向上に関する事
- (3) 都市緑化の推進に関する事
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事業に関する事

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱した委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 本市の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

(小委員会)

第7条 協議会には、必要に応じて小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、徳島市水と緑の推進事業のうち、会長が定めた事項を検討するものとする。
- 3 小委員会の委員は、会長が委嘱し、委員長は会長が指名する。

4 委員長は、小委員会を招集し主宰する。

5 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(幹事)

第8条 協議会には、会議を補佐するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、会長が委嘱する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を徳島市都市建設部都市建設政策課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。